自動車通勤・通学者並びに業務使用に係る遵守事項

自動車通勤・通学並びに業務で使用する者は、道路交通法を遵守し安全運転に努めなければならない。特に、以下のことに留意すること。

1. 日常における運転者の義務

- 1) 自動車運転免許証を必携すること。免許不携帯での運転は違反行為である。 また、免許の有効期限に注意すること。
- 2) 体調管理に努め、体調不良時・服薬時には運転を控えること。また、疾病が疑われる場合は、症状が改善されるまでは運転を控えること。
- 3) 飲酒運転は社会的においても悪質な犯罪行為である。各自が「飲酒運転を絶対に しない・させない」ことの徹底を図ること。
- 4) 車両の日常点検・定期点検に努め、安全かつ安心に運転が出来るよう努めること。
- 5) 自賠責保険のみならず、任意の自動車保険に必ず加入すること。その場合、「対人賠償保険」については無制限とする。なお、「対物賠償保険」についても補償額が無制限であることが望ましい。また、任意の自動車保険未加入の者は自動車通勤・通学を認めない。
- 6) 自動車通勤・通学申請時に、任意保険証書(写し)の提出を求める。
- 7) 学生の自動車通学者は、「車両通学ルール」を遵守し利用に努めること。

2. 運転中における運転者の義務

- 1)シートベルトを必ず装着すること。
- 2) 道交法で定められていることのみならず、常に安全を意識した運転に努めること。
- 3) 携帯電話の使用およびメール等の通信行為を行ってはならない。
- 4) 長時間の運転が必要となる場合は、必ずこまめに休憩をとること。

3. 悪天候・災害時における運転について

- 1)豪雨においては、河川・山間部付近の運転、また冠水箇所の運転は避けること。
- 2) 降雪・路面凍結時は、滑り止めを着装すること。
- 3) 濃霧時には点灯し、対向車・通行人に存在を知らせること。
- 4) 緊急時(地震時等)には、ハザードランプを点灯させ、安全に停車させること。

4. 故障・事故等の対応について

- 1) 運転中に故障した場合、速やかに安全な場所に停車させ、後続車等に存在を知らせること。併せて自身の安全を確保し速やかに救援要請を行うこと。
- 2) 万が一事故に巻き込まれた場合は、初動として以下の3項目に沿って適切に対処すること。
 - ① 速やかに安全な場所に停車し、後続車等に事故の存在を知らせる。
 - ② 受傷者がいる場合、応急救護活動を行い、「119番」通報し救急車を要する。
 - ③ 「110番」通報し、事故の一報を行う。

5. 道路交通法改正に伴う周知徹底について

平成26年6月1日の改正道路交通法施行に伴い、運転者各自が道路交通法を十分に理解し、安全運転に努めること。

城西国際大学 事務局長 安全運転管理者